

三重県入札等監視委員会 審議概要（令和4年度 第1回）

開催日及び場所	令和4年5月30日(月)14:00～16:30 三重県合同ビルG201会議室	
出席委員	委員長 木本 凱夫 副委員長 堤 大三 委員 山田 梨津子 委員 山崎 美幸 委員 加藤 拓也 委員5名中5名出席	
審議対象期間	令和4年1月1日から令和4年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	4件	
指名競争入札	1件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	特になし	

入札等監視委員会 令和4年度 第1回定例会 (令和4年5月30日)	
意見・質問	回答
入札・契約事案の審議について	
工事名 ① 主要地方道鳥羽松阪線(楠部拡幅)道路改良(信号機移設)工事 [伊勢建設事務所]	
<ul style="list-style-type: none"> ・1者入札の理由として、施工条件や専門性が高く、信号機移設ができる業者があまりいないのか。 ・再公告にあたっては、どのように内容を見直したのか。 ・どのように信号機移設工事を進めるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機移設となると、現道との調整や、通行しながらの工事となり、業者としては現場での手間がかかるのではないかと推測される。 ・交通誘導員の配置日数などを精査している。 ・並行する道路工事の工程にあわせて、段階的に進めていく。
工事名 ② 宮川流域下水道(宮川処理区) 明和幹線(第7工区)管渠工事 [中南勢流域下水道事務所]	
<ul style="list-style-type: none"> ・落札した業者の技術提案は他の入札参加者より評価が低い、地域精通度の優位性で落札決定しているように思われる。地域精通度は本店所在地だけの評価か。 ・なぜすべての入札参加者の入札金額が調査基準価格より高いところで同じ金額になるのか。 ・技術提案の特記課題では、満点の半分ほどの点数の評価が多いが、技術的に問題があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域精通度は、本店所在地の評価である。 ・調査基準価格に誤りはないが、設計金額の計算上で、直接工事費が2つある形となるため、低入札とならないように高いほうで計算して入札した結果、調査基準価格より2万円高くなっているものと思われる。 ・技術提案に対する評価のポイントがあり、いかに正確に答えているかで評価している。
工事名 ③ 尾鷲警察署大規模改修工事等設計業務委託 [警察本部]	
<ul style="list-style-type: none"> ・入札辞退が5者と多いが、理由は何か。 ・指名業者を選定するにあたり、県内の警察署を設計した実績がある業者を優先したのか。 ・入札金額が基準価格未満であるが、設計業務で基準価格未満の場合、調査するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の想定ではもう少し早い時期に入札予定だったが、仕様策定の途中で、尾鷲警察署の構造が特殊であることがわかり、仕様を見直し入札時期が遅くなったことから、業者に他の業務との兼ね合いが発生したと思われる。 ・三重県の特性を知っている業者に任せたいということから、県内の実績がある業者を優先した。 ・設計業務の場合、低入札調査はしない。
工事名 ④ 一般県道上浜高茶屋久居線 道路改良工事 [津建設事務所]	
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者のうち2者が基準価格を1万円下回って低入札したのは何故か。 ・施工者希望型ICT活用工事試行案件だが、どのように活用されて効果が得られるのか。技術提案に盛り込むことはないのか。 ・総合評価で若手登用よりも実績がある業者を優先した配点になっているが、若手登用を加算する評価にできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者の計算間違いか、1万円低くしてでも落札意欲が高かったか、どちらかと思われる。 ・機械化施工をすることで、品質管理しやすくなる。ICT活用を技術提案に設定することはない。 ・若手よりも実績のある業者を優先する考えもあり、今後検証していくが、現在の配点で試行している。

<p>工事名 ⑤一般国道163号(片田BP) 道路改良工事(その2) [津建設事務所]</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての入札参加者の入札金額が調査基準価格だが、この案件は入札意欲が高いのか。 ・落札者の技術提案を評価した理由は何か。 ・余裕期間設定工事試行案件でこの案件は発注者指定方式で、先の一括審査の④案件は任意着手方式であるが、一括審査のなかで違う理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時期や入札参加者の手持ち工事の状況などで変わるかと思うが、今回は高い意欲をもって入札されたと思われる。 ・今回は一括審査ということで、評価項目は複数の案件に共通するものであり、案件毎の特徴を提案できない中で、細かく丁寧に提案された。 ・④の案件は工事着手時期に制約がないが、この案件は別の工事との兼ね合いがあり、発注者が着手時期を指定した。
<p>その他</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・次回、令和4年度第2回入札等監視委員会の開催日は、令和4年8月31日(水)の予定とする。 	